

ヲ決行セリ

要求降項

- (1) 石塚ノ給料ヲ即時支拂フ事
- (2) 食費一日金四十錢トシ現金ニテ支給ノ事
- (3) 歩合制度ヲ月給制度トスル事

七解決状況

労資双方ハ其ノ後種々折衝セルモ完全ナル解決迄ヲ見サル  
 為所轄大井警察署ニ於テ両者ノ間ヲ斡旋セルカ七月十三日  
 午前九時半ニ至リ妥協成リ別記覚書ヲ作成圓滿解決セリ

右ノ由(通)報候也

別記

覺書

今回大當タクシノ労働争議ハ左記條件ニ依リ圓滿解決シタ  
 ルヲ以テ將來双方異議中間救済期間覚書ニ通テ作成シ双方一  
 通宛テ深謝ス

- 一、石塚運轉手ノ給料ハ交通事故ニ對スル年済金トシテ毎月  
 月給ヨリ十五圓也ヲハケ月間尾登富藏ニ納付スルコト
- 二、食費ノ件ハ戸越營業所ノ者ニ限り營業所ニ於テ三食ナ  
 スコト

- 三、歩合制度ハ平均月給二十圓トシ他ハ自動車ヲ甲乙丙ニ  
 區別シ責任額ヲ定メ責任以上ノ者ニハ上リ高ハ一割ヲ  
 支給スルコト

但シ(右井警察署内營業所内トス)他ハ一割五分トス

昭和九年七月十三日